

佐賀県立みどり園管理規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四十九号

佐賀県立みどり園管理規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 佐賀県立みどり園管理規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十八号）
- 二 佐賀県立希望の家管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第三十一号）
- 三 佐賀婦人寮設置条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九十一号）
- 四 佐賀県社会福祉施設条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九十二号）

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。